

国宝・彦根城築城400年祭実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、国宝・彦根城築城400年祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)という。

(目的)

第2条 実行委員会は、彦根城が築城400年の節目を迎えるに当たり、彦根城や城下町彦根の歴史・伝統・文化の再認識と発信を行うとともに、築城400年を契機とした彦根の発展を図るため、「国宝・彦根城築城400年祭」を開催することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本計画および事業実施計画の策定に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 市内の大学の代表
- (3) 彦根商工会議所、社団法人彦根観光協会、彦根商店街連盟、稲枝商工会、彦根市物産協会および社団法人彦根青年会議所の各代表
- (4) 滋賀県職員
- (5) 彦根市議会議員
- (6) 彦根市長(開催市長)
- (7) 彦根市職員
- (8) その他学識経験者等

第2章 役員等

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 |

2 会長は、委員の中から互選する。

3 副会長および監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長

がその職務を代行する。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 役員および委員の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(報酬等)

第8条 役員および委員の報酬は無給とする。ただし、旅費等を支払うことができる。

(開催市長)

第9条 実行委員会に、開催市長を置くものとする。

2 開催市長は、彦根市長とする。

3 開催市長は、会長と協力し、第2条の目的達成のために努めるものとする。

(開催市長の任期)

第10条 前条に規定する開催市長の任期は、第7条の規定を準用する。

(名誉会長・顧問・参与)

第11条 実行委員会に、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問および参与は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(名誉会長・顧問・参与の任期)

第12条 名誉会長、顧問および参与の任期は、第7条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議)

第13条 会議は、会長、副会長、監事および委員をもって構成する。

(権能)

第14条 会議は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 基本計画および事業実施計画に関すること。

(2) 予算および決算に関すること。

(3) 規約の制定および改廃に関すること。

(4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(招集)

第15条 会議は、会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第16条 会議の議長は、会長が指名する。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専決処分)

第18条 会長は、実行委員会を招集するいとまがないときは、実行委員会で議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを実行委員会に報告し承認を求めなければならない。

第4章 理事会

(理事会の構成等)

第19条 第3条に定める事業を円滑に推進するため、実行委員会に理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、開催市長および次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 彦根商工会議所専務理事
- (2) (社)彦根観光協会専務理事
- (3) 彦根市企画振興部長
- (4) 彦根市産業部長
- (5) 彦根市教育委員会教育部長

3 理事会は、必要に応じ、会長が招集する。

(理事会の権能)

第20条 理事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実行委員会の会議で議決した事項の執行に関すること。
- (2) その他実行委員会において必要と認められた事項

第5章 専門部会

(専門部会)

第21条 実行委員会の事業運営を円滑に進めるため、実行委員会に専門部会を置く。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 実行委員会の事務局は、彦根市企画振興部彦根城築城400年祭推進室内に置く。

- 2 実行委員会の業務の適正な執行のため事務局長を置く。
- 3 事務局長および事務局の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局長は、業務を総括し、会務を処理する。

第7章 会計

(経費)

第23条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金および負担金
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(会計年度)

第 2 4 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終了する。

(決算)

第 2 5 条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 2 6 条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金または欠損金が生じたときは、会議で協議の上処理する。

第 9 章 補則

(補則)

第 2 7 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、平成 1 7 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

2 第 2 5 条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。